

新年度からの通学定期券購入のお客さまへ

新年度から初めて定期券を購入する場合や、翌年度4月30日を超える定期券を購入する場合は、以下の証明書が必要です。

※新規の通学定期券は定期券発売所（蛸池駅・千里中央駅・南茨木駅・門真市駅）のみでの発売となります。

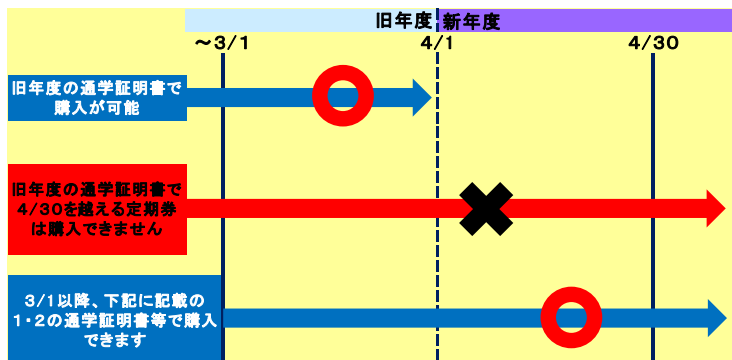
新年度に初めて購入（新規購入）する場合

以下のいずれかをお持ち下さい。

- 1) 学生証、新年度の通学証明書（2つが一体になった学生証もございます。）
- 2) 学校発行の通学定期券購入用の通学証明書（窓口で回収させて頂く様式）
- 3) 当社の定期券申込用紙に学校の代表者印・学校印を押印したもの

通用期間終了日が翌年度4月30日を超える（継続購入）場合

在校生の方で、購入する定期券の通用期間終了日が翌年度4月30日を超える場合は**新年度の通学証明書**が必要です。（通用開始日が11月2日以降の6カ月定期券、および2月2日以降の3カ月定期券は購入できません。）



ただし、下記のいずれかの証明書がある場合は4月30日を超えた場合でも、3カ月・6カ月定期券を発行できます。詳しくは駅係員までお問い合わせください。

- 1) 新たに発行する定期券を購入時点で有効な通学証明書（窓口で回収させて頂く様式）
→学校がその都度発行する通学証明書や、当社の定期券申込用紙に学校の承認印を押印したもの
- 2) 学校にて有効期限を延長した通学証明書（※①）

※① 例

有効期間にまっ線を引き、「平成〇〇年4月〇〇日まで有効」と訂正し、学校印（代表者職印）が押印されたもの。

契印
学 生 証 明 書 No. _____

下記の者は、当校 所属 部(科) _____
 の学生(生徒) 学年第 _____ 学年(年度生)
 であることを証明する。氏名 _____ (才) _____

生年月日 年 月 日生 _____
 住所 _____
 平成 _____ 年 月 日発行
 発行者 _____
 所在地 _____
 学校名 _____
 代表者 _____
 氏名 _____ 代表者 職 印

写 真 印

通学区間 _____ 間

平成〇〇年3月31日まで有効
平成〇〇年4月30日まで有効

通学定期乗車券発行控

発行年月日	有効期間	発行駅	記事
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		

※通学証明書の有効期限が過ぎている場合、定期券の購入をお断りさせて頂く場合がございますのでご注意ください。

※通学証明書の様式は各学校によって異なります。発行、更新につきましてはお手数ですが各学校にお問い合わせください。